

JIS

分析化学用語（基礎部門）

JIS K 0211 : 2013

(JSAC/JSA)

平成 25 年 3 月 21 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 一般化学技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	田 中 龍 彦	東京理科大学
(委員)	井 上 進	一般社団法人日本化学工業協会
	小 森 亨 一	社団法人日本分析機器工業会 (株式会社島津製作所)
	四角目 和 広	一般財団法人化学物質評価研究機構
	嶋 田 圭 吾	一般社団法人日本試薬協会 (米山薬品工業株式会社)
	高 津 章 子	独立行政法人産業技術総合研究所
	田 和 健 次	石油連盟
	中 村 優	地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター
	早 下 隆 士	上智大学
	保 倉 明 子	東京電機大学
	松 永 孝 治	日本プラスチック工業連盟

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 36.11.1 改正：平成 25.3.21

官 報 公 示：平成 25.3.21

原 案 作 成 者：公益社団法人日本分析化学会

(〒141-0031 東京都品川区西五反田 1-26-2 五反田サンハイツ TEL 03-3490-3351)

一般財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 稲葉 敦)

審議専門委員会：一般化学技術専門委員会 (委員長 田中 龍彦)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文.....	1
1 適用範囲.....	1
2 用語の分類.....	1
3 用語及び定義.....	1
3.1 表記方法.....	1
3.2 一般共通.....	2
3.3 サンプルング関連.....	7
3.4 分析方法.....	8
3.5 現象・特性.....	15
3.6 試薬.....	21
3.7 標準物質.....	23
3.8 器具類.....	24
3.9 操作.....	29
3.10 測定の信頼性.....	33
解 説.....	39
索 引.....	48

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、公益社団法人日本分析化学会（JSAC）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS K 0211:2005** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

分析化学用語（基礎部門）

Technical terms for analytical chemistry (General part)

序文

この規格は、1961年に制定され、その後6回の改正を経て今日に至っている。前回の改正は2005年に行われたが、その後の関連規格の改正内容との整合化及び分析方法の分類方法に対応するために改正した。なお、対応国際規格は現時点で制定されていない。

1 適用範囲

この規格は、分析化学に用いる用語のうち基礎的な用語及びその定義について規定する。

2 用語の分類

用語の分類及び番号は、次による。

- a) 一般共通 (1001～1105)
- b) サンプルング関連 (2001～2030)
- c) 分析方法 (3301～3422)
- d) 現象・特性
 - 1) 反応 (4101～4112)
 - 2) 現象 (4201～4247)
 - 3) 特性 (4301～4360)
- e) 試薬
 - 1) 指示薬 (5101～5114)
 - 2) 一般試薬 (5201～5233)
- f) 標準物質 (6001～6024)
- g) 器具類 (7001～7124)
- h) 操作 (8001～8088)
- i) 測定の信頼性 (9001～9083)

3 用語及び定義

3.1 表記方法

用語一覧表の表記方法は、次による。

- a) 二つ以上の用語又は定義を並べた場合には、その欄の順位に従って優先的に用いる。
- b) 用語の中で角括弧内の文字は、省いてもよい。
- c) 用語は、特に断らない限りそれぞれ上記分類の範囲内で用いるものであるが、誤解するおそれのある